

■各種支援事業（一部抜粋）

■鬼北町土砂災害復旧事業補助金■

補助対象者 被災した住宅等の所有者

補助対象となる事業

町内において、自然災害に起因して住宅等に流入した土砂等の撤去費

必要書類

- 被災状況が分かる写真
- 事業完了写真
- 事業経費に係る領収証の写し
- 位置図（申請の際に役場で作成可能）

※補助要件等、詳しくは下記までお問い合わせください。

問 町民生活課 生活支援係 内線2117

■農地・農業用施設等災害復旧事業費補助金■

補助対象者 被災した農地・農業用施設等の所有者で、平成30年度中に復旧事業に取り組む方

補助対象となる事業

町内において、耕作もしくは適正な維持管理ができている農地または農業用施設等であり、国に採択される災害復旧事業の対象にならないこと。

補助対象にならないもの

- 自力や共同作業での復旧に係る人件費(原材料は補助対象)
- 他の補助事業の対象となるもの
- 機械および備品の購入費

※補助要件等、詳しくは下記までお問い合わせください。

問 農林課 内線2431～2436

■り災証明書・被災証明書の発行■

り災証明書とは

風水害・地震などの災害で被災した住家の被害の程度を証明するもの。

【用途例】 災害救助法等に基づく支援制度の申請、損害保険等の請求等

※住家以外の家屋について、り災証明書の発行が必要な方は、町民生活課までお問い合わせください。

被災証明書とは

風水害・地震などの災害により、住家以外の家屋、車両、家財等が被害を受けた事実を証明するもの。

【用途例】 損害保険等の請求、銀行からの融資を受ける場合等

証明書の発行に必要なもの

- 申請書
- 代理人申請の場合は委任状
- 本人確認書
- 被害状況が分かる写真等
- 印鑑

交付手数料 無料

申請期間

概ね1ヶ月以内(被災日より期間が空いてしまうと、今回の豪雨で被害を受けた者かどうか判断できなくなるため)

問 町民生活課 資産評価係 内線2124・2125

■生活必需品等の支援■

住宅の床上浸水により、生活上必要な被服、寝具その他生活必需品を喪失または損傷等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な方に、生活必需品等の給与または貸与を行います。

また、住宅が半壊し(り災証明により判断)、引き続き居住するための応急修理をすることが困難な方に対し、日常生活に必要最小限の部分について、町が応急修理を行います。

問 町民生活課 生活支援係 内線2117・2119

被害状況（7月18日現在）

【人的被害】

◆行方不明 1名

【避難所および避難者数】

◆避難所数(最大) 24件

◆避難者数(最大) 240人

※9日には全施設の避難所を

閉設

【住家被害】

◆半壊 8件

◆床上浸水 7件

◆床下浸水 50件

◆非住家 5件

【被災箇所数】

◆道路 22力所

【水道施設】

◆河川 50力所

▼町道牛打線

◆道地 21力所

◆農業用施設 11件

◆農地 15件

◆林道 9件

◆地区 1件

◆三島地区 1件

◆日吉地区 1件

【水道管損壊等により、愛治

地区、三島地区、日吉地区で
断水。
※9日には概ね復旧したが、
現在も、1世帯が断水